

○呉市保健福祉審議会条例

平成12年3月10日条例第12号
改正
平成25年6月21日条例第21号

呉市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 呉市の保健福祉に関する事項について審議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、呉市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長は、特別の事項を調査審議するため、審議会に諮って審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。

3 専門部会の委員は、会長が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 専門部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び専門部会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

2 専門部会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年6月21日条例第21号)

この条例は、平成25年6月27日から施行する。